

デジタル人材育成研修事業費補助金

1 概要

県内企業のデジタル化を推進するため、県内の産業団体等が実施するデジタル人材育成に係る研修の開催費用を補助するもの

2 対象者

県内に事業所を有し、県内企業のデジタル人材育成に資する研修事業を実施する産業団体等であって、デジタル人材育成研修事業費補助金交付要綱第2条に定める要件を満たすもの

3 補助対象事業

産業団体等が実施する以下のデジタル人材育成事業

- ①DX リテラシー研修(DXの基礎知識、概要、データリテラシー等)
- ②論理思考研修(ロジカルシンキング、デザイン思考等)
- ③DX ビジョン策定研修(課題発見、要件の伝え方、データ活用)
- ④DX 推進基礎研修(DX推進における基礎、導入事例)
- ⑤DX 開発・分析力研修(IoTの基礎知識、IoT活用、クラウド連携、プログラミング、データ分析基礎)
- ⑥DX 企画・提案力研修(ビジネス価値提案、顧客体験(UX)思考基礎)
- ⑦マネジメント力研修(プロジェクトマネジメント、セキュリティマネジメント)
- ⑧デジタルトランスフォーメーション戦略研修(DXビジネスモデル創出、DXビジネスモデル実行計画)
- ⑨その他各産業団体等において企画・実施するデジタル人材育成研修

4 補助対象経費、補助率等

補助対象経費		補助率	上限額
経費区分	内容	1/2 以内	100万円
謝金	講師謝金等		
旅費	講師旅費等		
事務費	会場使用料、印刷製本費、研修教材等諸費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、教材費、雑役務費等		
委託費	デジタル人材育成研修を委託する経費		

5 留意事項

- (1) 補助事業により取得した教材等は、補助事業の目的にのみ使用することができます。
- (2) 職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となる研修は対象になりません。

- (3) 従業員に対する給与等の労務費は補助事業の対象経費とはなりません。
- (4) 補助金の支払いは、補助対象経費の支出確認後になりますので、先に資金手当てが必要です。
- (5) 事業の着手は正式な交付決定がなされた後に行っていただき、年度内に完了していただくことになります。